

**唐津市監査委員告示第5号**

財政援助団体等における監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置の公表について

地方自治法第199条第12項の規定により監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置状況の通知を受けたので、同項の規定により別紙のとおり公表する。

平成28年6月8日

唐津市監査委員 岡 本 秀 樹

唐津市監査委員 進 藤 健 介

# 財政援助団体等監査に係る措置状況報告書

監査期間：平成27年8月10日

公益財団法人唐津市体育協会

## 公益財団法人唐津市体育協会

### 1 切手等の不適切な管理について

平成 26 年度の切手の管理にあたって、切手受払簿中、切手出入枚数と金額が相違しているものや月合計受払金額が相違したまま翌月に繰越したもの、また前月からの繰越金額の誤記などにより、年間 350 円の差額が生じた不適切な管理が行われていた。

さらに、公益財団法人唐津市体育協会事務処理規程第 29 条において「切手及びはがきの購入又は使用については、切手受払簿もしくははがき受払簿に記載し、事務局長の承認を受けなければならない。」とあるが、切手受払簿に事務局長の承認印はなく、またはがきにおいては、切手受払簿等に購入又は使用に係る記載が全くなかった。

適切な取扱いとなるよう改められたい。

#### (講じた措置) どう解決したか

切手管理については、受払時や月次集計時において、受払金額の適正な管理を徹底するよう関係職員で再確認した。

また、切手、はがき受払簿については、事務局長承認印の確認や、はがき受払簿を新たに整備する等、事務処理規程の遵守を徹底するよう関係職員で再確認した。

### 2 契約事務について

平成 26 年度の松浦河畔公園体育施設芝刈・除草業務の実施において、指名競争入札が行われ 2,646,000 円で落札され、契約の相手方に対し落札決定通知書では落札額の 2,646,000 円で通知されていたが、委託契約書の金額は 2,640,000 円と記載されていた。

当該委託料 2,640,000 円については、業務完了確認後の 6 月、8 月、12 月に各 880,000 円支出されていた。

担当者に確認したところ、契約書作成時に誤った金額を記載したとのことであ

った。

適正な事務処理をされたい。

#### (講じた措置) どう解決したか

文書事務には細心の注意を払うこと、特に重要書類である契約書の作成に当たっては、作成時、検算時、決裁時等において、関係職員の適正な処理を再確認した。

### 3 公金の私人委託に伴う施設使用料取扱いについて

施設使用料の取扱いについては、指定管理者としての利用料金制度が採用されていないため、地方自治法の規定に基づき市から協会へ公金取扱いの私人委託がされている。

公金の収納状況について監査した結果、市は、毎月、協会から報告された利用状況報告書に基づく使用料の金額ではなく、協会から市へ納入された金額での調定書を起票しているため、使用料の未収金額が調定額に反映されていなかった。

そのため、年度末の3月28日利用分の施設使用料9,980円が市の出納閉鎖後の7月に納金されたものがあつたが、市及び協会ともに未収金額の管理ができていなかったため、平成26年度決算に未収金額として計上されていなかった。

施設使用料の掌握については、唐津市財務規則に基づき適正かつ適切に行うよう注意されたい。

#### (講じた措置) どう解決したか

利用状況報告をもとに、随時、収納確認を行うこととした。

また、市には、毎月の利用状況報告書をもとに調定を行ってもらい、未収金の把握ができるようにした。

### 4 経理について

指定管理に係る経費については、それぞれの施設ごとに締結した基本協定書に

において「乙（協会）の他の口座と区別し、別の口座で管理し、指定管理者としての業務を明確にしなければならない」と規定されているが、協会が管理する通帳は 1 口座であり、市からの補助金と指定管理委託料（契約数：13 件）が区分して管理されていなかった。

#### （講じた措置） どう解決したか

指定管理委託契約における指針等では、指定管理委託料については原則として区分経理することが求められているが、公益財団法人である当協会にとって、複数の口座による経費管理については、非現実的、非合理的なものである。

そのため、当協会と市との間で締結する指定管理委託における基本協定書においては、該当する規定を除くことで、市と協議することとした。

### 5 指定管理業務（管理運営）の再委託について

協会は、市から年間 8,591,000 円で次の内容により唐津市屋内プールの指定管理業務を受託している。

（唐津市屋内プールの管理運営業務仕様書より抜粋）

#### ・管理運営業務

ア 清掃員 1 人 毎日の館内清掃及び月 1 回の定期清掃

イ 監視員 1 人 プールの監視業務

ウ 事務員 1 人 屋内プールの受付、利用券の発売、利用料金収納事務 など

以上が市からの指定管理業務の受託内容であるが、協会は、施設に事務員 1 名を配置しているものの、上記アからウの管理運営業務について水泳指導を行う団体に対し年間 3,973,965 円で再委託を行っていた。

協会によると基本協定書第 21 条第 2 項で「管理業務の一部を第三者に委託することができる」とされているため再委託したとの見解であるが、これらの業務は、協会が市から委託を受けた指定管理委託業務の主たるものであるため、同条第 1 項「施設の管理業務を一括して第三者に委託してはならない」との規定に違反するものであると言える。

また、基本協定書第 20 条で規定する市と指定管理者とのリスク分担において

は、指定管理者の注意義務の怠りに起因する事由で第三者に与えた損害については、指定管理者の分担となっているが、プールの監視業務の再委託により、当該団体が行うプール監視業務中に事故が発生した場合における責任の所在が曖昧になっている。

このように、本来、市の指定管理者として協会が担任すべき業務が再委託によって不明瞭となっているため、指定管理業務の体制について一考の余地があると思われる。

#### (講じた措置) どう解決したか

屋内プールにおいては基本的に協会職員1名が常駐し、協会職員の指示、監督によって協会の主導のもとに、管理運営業務の一部を水泳指導団体に再委託しているものである。

事故発生時の重大さ等を再認識し、責任の所在の規定の不明瞭さを解消する等、業務仕様書の内容を見直し、適正な一部委託としての表現を期すこととした。

## 6 受入出捐金の計上処理について

平成 24 年度決算の貸借対照表における指定正味財産の受入出捐金は 26,731,833 円が計上されていたが、平成 25 年度決算の受入出捐金は 23,785,000 円に変更され、減額された 2,946,833 円は、一般正味財産へ振替処理されていた。

事務局に確認したところ、この変更は、平成 26 年 4 月 1 日に公益財団法人として登記するために必要な措置として佐賀県からの指導を受けて行ったものであり、平成 26 年 6 月 16 日に開催された理事会において平成 25 年度決算として承認されたとのことであった。

しかしながら、指定正味財産から一般正味財産への振替処理についての具体的な説明は議事録に記載されていなかった。

使途目的が明確に定められている指定正味財産を公益法人が自由に使用できる一般正味財産へ変更、訂正処理を行う場合は、理事会への説明、承認が不可欠であったと思われる。

### (講じた措置) どう解決したか

公益法人移行時に説明、承認を得ていたものであるが、重要案件との認識を再確認し、次期決算承認理事会においても改めて再説明を実施することとした。

## 7 地域別体育団体に対する補助金について

旧市及び旧町村を管轄とする地域別体育団体に対し、協会から各団体の運営費 7,876,000 円、事業費 5,213,000 円、合計で 13,089,000 円の補助金が支出されているが、協会は各団体から提出された決算書を受領しているだけで、領収証他証拠書類等の検査は実施していないとのことであった。

また、当該補助金は、唐津市から支出された補助金が協会を通じて再分配されているものであるため、市においてもその使途が目的に沿って行われているか把握することが必要であるが、補助金に対する内容確認、指導等これまで一度も実施されていなかった。

これらの補助金に係る事務監査においては、協会に証拠書類等の写しの保管がないため具体的な審査ができなかったが、各団体から協会へ提出された決算書等の内容を確認すると、①前年度繰越金、②協会からの補助金、③市からの体育祭開催委託金のみで歳入が賄われ、当該団体のいわゆる会費等の自己資金収入がゼロ円という団体の収支報告書があった。

この団体の支出の内容を確認すると、協会に対する年会費が 1 万円支出されていたが、先述したように当該団体の自己資金はゼロ円であるため、協会から受け取った運営費補助金の中から協会の年会費 1 万円が支出されている状況であった。

そのため、協会が行った補助金交付事務において、当該年会費について補助対象経費として算入され、補助金の交付額が決定されており、その結果、補助金で補助金の支出元である協会の年会費を支払っていることとなっている。

協会の定款の中には加盟団体の育成強化に関することも事業のひとつと挙げられているため、加盟団体が組織として適正な経理を担保することができるよう、適切な指導・助言をすべきではないかと思ふ。

### (講じた措置) どう解決したか

決算報告の際に、地域別体育団体が開催した総会資料を添付するなどして、内容確認を行うほか、適正な経理処理のため指導等を行うこととした。